

初診時に係る保険外併用療養費

厚生労働省の「病院と診療所の機能分担の推進を図る」観点から、「初診」時に他の保険医療機関などから紹介状を持参されない場合は、初診時に係る費用として診療費にあわせて「初診時に係る保険外併用療養費 3,300 円(税込)」を徴収します。なお、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではありません。

保険外併用療養費を負担する場合

- ①初めて当院を受診した場合
- ②一旦治療が終了（治癒）した後に、再び受診した場合
- ③患者さんが任意に診療を中止し、あらためて受診した場合

注）疾患によっては、最終来院日から今回受診までの間隔により、治癒若しくは中止したものと判断する場合があります。

保険外併用療養費を負担しない場合

- ①他の保険医療機関などから紹介状を持参した場合
- ②当院の診療科に通院中に別の診療科に初めて受診する場合
- ③救急車で来院した場合
- ④特定疾患又は障害などにより各種公費負担制度を受け、当院に通院している場合
- ⑤生活保護法により医療扶助の対象となっている場合

紹介状がなくても診療は受けられますが、できるだけ「かかりつけ医」からの紹介状を持参するようお願いします。

